

視察等報告（復命）書


三次市議会議長 様

報告者氏名

福岡 誠志



下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者	
視察議員	福岡 誠志 小田 伸次 新家良和 藤井 憲一郎	
期 間	平成 30 年 1 月 24 日（水）～平成 30 年 1 月 26 日（金）	
視 察 先	衆議院第一議員会館 B1 会議室	
視 察 用 務	研修 「特別支援教育の推進について」	
視察先対応者	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 専門官 柿澤 久美子 様	
概要及び所見	<p>日本も締結している障害者権利条約では「障害者が一般的な教育制度から排除されない事」が求められている。個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、同じ場で共に学ぶ事を追求すると共に、自立と社会参加を見据えた小・中学校における通常の学級、通級指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておく事が必要である。</p> <p>特別支援教育の現状については、障害に対する視野や理解の深まりによるものも含め、通級による指導を受けている児童生徒数も毎年の増加傾向となっている。</p> <p>私立校や文化・スポーツ施設等の文科省所管事業分野においては、障害を理由とした財・サービスや各機会の提供を拒否や制限等の権利利益を侵害する「不当な差別的取扱い」に対する対応指針が出されており、差別的取扱いの具体例も伺った。</p> <p>平成 28 年 12 月の制度改正により、小中学の義務教育期間のみならず高等学校段階に於いても通級指導が出来るようになり、障害による学習上・生活上の困難の改善や克服が図られている。特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導を受ける児童生徒については、個別の指導計画を全員作成する等の特別支援教育の充実も図られている。</p> <p>対象人数の増加に伴う教員への取組についてや教員の過重労働にはならないのかとの質問には、教員免許の取得・更新時に特別支援学校特別免許の取得を促して対応しているとの事。</p> <p>国が決めた事が各市町で円滑に行われている事を文科省は実態調査をする等して総括しているのか？本市に於いての実態についても、教育民生常任委員会で現場の視察や意見交換等を行ってみる事も課題とした。</p>	

視察用務	研修 「新税の森林環境税及び森林環境譲与税について」
視察先対応者	林野庁企画課 山口 靖 課長
概要及び所見	<p>森林環境税は目的税(国税)で、国民皆で森林を支える仕組みとして個人住民税均等割と併せて課税徴収する。その全額を、総務省管理の譲与税特別会計に直入し、全て市町村及び都道府県に対し森林環境税として譲与する。法令上用途を定め、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用促進や普及啓発等の森林整備等の費用に全て充てなければならない。</p> <p>森林環境税は、消費税率 10%が平成 31 年 10 月に予定されていることなどから、平成 36 年度から課税。税額は年 1,000 円とする。</p> <p>森林環境譲与税は、森林現場の状況に早期に対応する必要がある為、新たな森林管理制度の施行と併せて先行的に平成 31 年度から実施する。この税金は 30 年ぶりの新税となる。今後どの様に配分して行くかが議論となるであろう。</p> <p>いずれにしても、森林の持つ自然環境に対する取組に対して国民皆で関心を持つ機会になればいいと思う。木材だけでなく鳥獣害被害の問題もあるので、早急に取り組まなければならない問題で、財源の確保が行えるのはとてもありがたい事だと言える。一向に進まない山林の地籍調査を急がなければ、大いなる次の一手が打てない。計画的に大胆にこの税を活用したいものだ。</p>

視察用務	研修 「義務教育学校の申請、手続きについて」 研修 「小中一貫教育における教育課程の変更について」
視察先対応者	文部科学省初等中等教育企画課教育制度改革室 田中 義恭 室長
概要及び所見	<p>H 2 8 年 4 月 1 日から施行された「義務教育学校の制度」について、文部科学省の田中教育制度改革室長、上久保専門職より説明を頂き研修を行った。</p> <p>「学校教育法の一部を改正する法律」の施行により、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として制度化したものである。学校教育制度の多様化、弾力化を推進することを、趣旨・位置付けとしている。</p> <p>国・公・私いずれも設置可能であり、当然三次市においても条例を改正すれば可能である。H 2 9 年現在、全国で 4 8 校（内 2 校は国立）あると伺った。</p> <p>「義務教育学校」という名称は、法律上の学校の種類を表す名称であり、個別の具体的な名称に「義務教育学校」と付す必要はない。事例の中で「市川市立塩浜学園」など紹介された。この学校は H 2 7 年度に小中一貫校「塩浜学園」として開校し、H 2 8 年度に義務教育学校「市川市立塩浜学園」として開校している。他にも同様な事例紹介をして頂いた。</p> <p>修業年限は 9 年（前期課程 6 年＋後期課程 3 年）であるが、1 年生から 9 年生までの児童生徒が一つの学校に通う特性を生かし、9 年間の教育課程において「4－3－2」や「5－4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが可能である。これにより、中学校段階の教育の特</p>

徴とされてきた教科担任制や定期考査、生徒会活動、校則に基づく生徒指導、部活動等を小学校高学年段階から導入することが可能である。組織・運営は、一人の校長、一つの教職員組織である。教員については、小学校及び中学校の両教員免許状が必要である（当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能）。

「義務教育学校」のメリットとして、①いじめ・不登校の減少、②中1ギャップの解消、③9年間の一貫した教育が可能、④学校の選択肢の増、⑤教員の質的向上などを挙げられた。デメリットについて説明はなかったが、①行事活動等で小学5・6年生のリーダーシップを育てる機会が減少、②9年間の途中で学習に挫折する可能性、③学級担任制のメリットがなくなる、④定期考査で生じる児童へのストレスや負担の増加、⑤中学生の影響を受け非行の低年齢化などが想定される。

三次市は現在、小中一貫教育に力を入れている。パターンとして小中一体型一貫校、連携型一貫校①、②の3形態がある。

一体型一貫校である「みらさか学園」が「義務教育学校」に最も近い印象を受けた。しかし校長は一人であるが、教職員は同じ職員室にいるものの小学校、中学校それぞれの学校に帰属している。また小学校及び中学校の両教員免許状を有している教員は限られるものと思える。両教員免許状の課題がクリアできれば、「義務教育学校」への移行は可能と思える。

今後少子化に伴う学校の小規模化の進展が予測される中、連携型一貫校①については、小学校・中学校を統合して「義務教育学校」を設置することは一つの方策であると考えられる。その場合、設置者が地域住民や保護者とビジョンを共有し、理解と協力を得ながら進めて行くことが重要である。

小学校の統廃合が進んで行く状況や県立中高一貫教育校のH31年4月開校などの状況を踏まえ、三次市の「小中一貫教育」の状況について一度総括しておく必要性を感じる。そのうえで「義務教育学校」のメリット、デメリットを十分把握し、教育委員会や市長（三次市総合教育会議）と議論を深めていくことも必要である。この度の文部科学省との研修では、「義務教育学校」の導入が現在の三次市にとってベストな選択肢かどうか判断できなかった。

視察用務	研修 「ICT/IOT の活用について」
視察先対応者	総務省情報流通行政局地域通信振興課地方情報推進室 今井 けんじ様
概要及び所見	<p>自治体データ活用の目的・基本理念 【官民データ活用推進基本法の概要】</p> <p>■目的 急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備する</p> <p>■基本理念 ①根拠に基づく行政（EBPM）の推進 ②個人に関するデータの適正な活用 ③AI、IOT、クラウド等の先端技術の活用 ④区域の条件等に応じた施策策定・実施</p> <p>【所見】 全国の地方自治体の ICT/IOT の利活用事例について紹介があった。その事例は多岐・多分野にわたり、地方自治体の将来像を容易に創造できる内容であった。その大きなテーマは『地域の持続のために、何をやるか』、例として「一人ひとりに寄り添う防災」「みんなで守る地域交通」「貧困の連鎖を断ち切る」「市職員の人力作業を減らしたい」それらのテーマが AI や IOT の活用によって実現し、市民の幸せに結びつくことを実感。現在の課題を将来の可能性に変革させ、市民の幸せの実現と新たな行政スタイルの構築のため、全国の AI や IOT の推進事例を活用して、具体的な行動計画を策定することが重要であると考え。</p> <p>また地域アドバイザー派遣事業を実施しており、地域が抱える様々な課題を解決するため、ICT を利活用した取組みを検討する地方公共団体等からの求めに応じ、その専門的知識を有するアドバイザーを派遣して、ICT 利活用の推進を後押ししている。</p> <p>抽象的な仮説により政策立案を行うのではなく、AI や IOT を活用し、分析した客観的数値に基づいて政策を決定することがこれからの時代は必要不可欠。ちなみに地域情報化アドバイザー派遣事業の応募は、三次市は行っていない。従って 30 年度の募集期間は年度当初にあり、当事業を積極的に利活用すべきである。</p>